

第2章 スウェーデン

大阪大学大学院 言語文化研究科 教授 高橋 美恵子

社会における女性の活躍が進み、近年、合計特殊出生率も高めで推移していることから（2014年は1.88）、その動向が注目されるスウェーデンでは、1930年代初頭と1990年代終盤、出生率低下の問題が深刻化した。福祉国家の礎が築かれた30年代中盤以降、人口問題を射程に入れつつ、「子供の福祉」と「雇用の安定化」を両軸に据え、多角的で包括的な政策を講じている。21世紀に入り、「子供を育てやすい労働市場環境と子供にやさしい社会」の重要性を再認識して対策を練り、出生率の改善に成功した。¹ 本調査結果が示唆するように（第2部・第3部参照）、多くの人が安心して子供を生み育てやすいと思える社会・生活環境は、子供と子育て世代に照準を合わせた家族政策、社会保障政策、保健医療政策、住宅政策、保育政策、教育政策と、すべての働く人の権利保障を目指す労働市場政策との長期に渡る有機的な連携の所産であろう。本章では、子供にやさしい社会を実現すべく子供の福祉を支えてきた施策において、子供・子育て支援に焦点を当て、その特徴を概括する。

1. 子供の福祉を支える子育て支援施策の概要

スウェーデンでは国民にとっての負担率が高いが、還元される社会保障水準も極めて高いといえる。子供の福祉を主眼として、生育環境による格差の是正と教育の機会均等を目指してきた同国の子供・子育て支援施策は、表2-1で示したように、①現金給付制度、②経済的負担の軽減措置、③その他の支援施策、の3つの枠組みで捉えることができる（Elmér *et al.* 2000:94）。

①の現金給付制度による各種手当の多くは社会保険庁を通じて支給される。そのなかでも普遍主義的な福祉サービスの特徴づける施策は「児童手当」（1948年導入）で、親の所得水準にかかわらず、16歳未満の全ての子供を支給対象としている。現在子供1人当たり月額1050クローナ²で、子供が2人の場合は150クローナ、3人では604クローナ、4人では1614クローナ、5人で2864クローナ、6人には4114クローナが加算される。つまり子供が3人いる家庭の児童手当は、3754クローナとなる。また16歳以上の子供には、高校に通っている間（20歳を迎えた春学期まで）、児童手当と同額の「就学手当」が支給される（Försäkringskassan HP）。

子育てで家族の生活支援施策の中核として位置づけられるものには、福祉国家の黎明期に子供の居住環境の改善を目指して導入された「住宅手当」がある。これには所得制限があるものの、賃貸か持ち家にかかわらず支給されており、対象者は、18歳（成人）未満の子供のいる世帯と18歳～28歳の若年世帯である。子供がいるカップルでは、世帯年収426000クローナ未満が支給対象とな

¹ 子育て支援の視点からみたスウェーデンの家族政策の理念と変遷、ならびに2001年に発表された少子化問題調査委員会の報告書概要については、拙論（高橋2007）を参照されたい。

² 1スウェーデンクローナ(SEK)≒14円（2016年3月）。

る (ibid.)。住宅手当と先述の児童手当、後述する親保険については、家族の多様性に対応し、両親が同居していない家族 (離別含む)、養子縁組した家族、両親が同性の家族 (表 2-2 参照) も包摂すべく諸規定が整備されている。³

表 2-1 子供・子育て支援施策

	①現金給付(生活保障)	②経済的負担の軽減措置 (保育の公教育化)	③その他の支援(周産期医療・学校教育の無償化)
普遍的施策			
a. 全ての子供	親保険(育児休業給付)、 児童手当		妊産婦医療センター(周産期医療・妊娠中の両親教育含む)、乳幼児医療センターのサービス無償化
b. 対象となる子供	子供の看護時の親保険、就学手当、養育扶助(別居親の養育費立替・徴収)、子供年金、障害児童扶養手当、養子手当	無料:小児歯科、教科書、教材、 学校給食(基礎学校) 小児割引:医療、医薬品 税額控除:子守(家事代行サービス) ⁴	学校教育、就学前クラス、オープン就学前学校、学校保健・医療の無償化
上限額設定		就学前学校(保育所)、家庭保育所(保育ママ)、余暇活動センター(学童保育)	オープン余暇活動センター
経済的支援			
a. 所得制限あり	住宅手当、就学手当加算金		
b. 受給条件あり	社会扶助(生活保護)		

参考資料: Elmér *et al.* (2000:94) Tabell 4.2 をもとに筆者が加筆・修正して作成

2. 仕事と子育ての両立を支える親休業法と親保険制度⁵

1970年代初頭、共働き社会へと転換し、他国に先駆けて1974年に育児休業制度を男性にも適用したスウェーデンでは、女性の市場労働と男性のケア労働を並行して推進してきた。70年代終盤、家族政策の原則としての「子供の最善の利益」は、親責任における男女平等と同様に重要な理念として導入され (Klinth 2005)、90年代以降は、子供の権利の視点から子供の最善の利益の擁護を第一義として子供・子育て支援策を講じている。家族の多様性を認め、法制度は個人のライフスタイルのあり方に中立であるものとされる。同棲 (sambo:サムボ) カップルにも法律婚カップルに準じる権利が保障されてから久しく、多様な家族のうちの一つの形態として広く社会に浸透している。2012年、婚姻法を改正し同性婚が認められるようになると、親保険制度においても、「父」、「母」の代わりに、表 2-2 にあるように、性別に中立な「親」という表現がより用いられるようになった。

働く親は「親休業法」により、子供が1歳半に達するまで休職する権利と、労働時間短縮制度に

³ スウェーデンにおいて、不妊治療は子供をもつことを希望する人の権利保障の視点から捉えられ、少子化対策のコンテクストで論じられることは一般的にはないため、本稿では割愛する。

⁴ 2007年7月1日に税制度が改正され、家庭で掃除・洗濯・庭の手入れ・子守り等で有償の家事代行サービスを利用した場合、一人あたり購入額の50%、年間25000クローナ(65歳以上は50000クローナ)までの税額控除を受けることができるようになった (RUT-avdrag) (Skatteverket HP)。

⁵ 親保険制度については、社会保険庁 (Försäkringskassan) のホームページに依拠する。

より、子供が8歳に達するまで所定労働時間を最大25%短縮して、パートタイムで働く権利が保障されている。親になる心得と出産・育児のノウハウを学ぶ場である「両親学級」に参加する権利も、親休業法により保障されている。

育児休業給付制度は、「親保険制度」に統括され、その主な財源は、雇用主が負担する社会保障拠出金（親保険への拠出は従業員給与の2.6%分）である。受給者は、国の機関である社会保険庁に申請する手順であるが、現在では申請者の9割が同機関のウェブサイトを通じて各種手続きを行っている。親保険には「育児休業給付金」と「出産手当金」、「一時看護手当金」がある。これらの手当は「労働時間短縮制度」と併用して取得することができる。

「育児休業給付金」の給付期間は子供一人につき480日労働日（約16ヶ月）で、表2-2にあるように、原則として両親で二分割するものとされている。単独養育（親権）者の場合は、ひとりで480日が保障され、双子以上が生まれた場合は、給付期間が延長される。2014年1月1日以降の出生児については、そのうち96日間を子供が4歳から12歳に達するまでの間に取得できる（2013年12月末日以前の出生児については、適用年齢8歳までで取得方法に制限なし）。出産予定日までに240日間以上継続して働いた場合、390日は所得の約80%（傷病手当と同水準、但し最高日額942クローナ）が保障される。出産予定日前の就労期間が240日未満の場合あるいは年間就労所得が117,590クローナ未満の場合（未就労者、失業者、学生含む）は日額250クローナ（月額およそ7500クローナ≒約10万円）が支給される。自営業者にも同じルールが適用となる。さらに残る90日間は日額一律180クローナを保障している（表2-2③）。先の390日間のうち、相手に譲渡できない期間が両親それぞれに90日割り当てられており（②、2015年12月末日以前の出生児は60日）、父親に割り当てられた期間を一般的に「父親の月」と称している。子供が1歳を迎えるまで30日間（①）両親同時に取得できる。出産予定日の10日前（出産前は母親のみ対象）から子供が12歳に達するまで時間単位で分割取得でき（最小単位は1労働日の8分の1。1日8時間労働の場合1時間）、労働時間短縮制度との併用も可能、と柔軟性が高い。

表 2-2 育児休業期間と親保険給付水準

	親 1	親 2
①所得の約80%給付・譲渡可	105日	105日
②所得の約80%給付・譲渡不可	90日	90日
③日額180クローナ給付・譲渡可	45日	45日
合計	240日	240日

参考資料：Försäkringskassan HP

「出産手当金：10日手当」は、妊婦でない方の親（多くの場合は父親）の出産休暇に際し給付されるもので、所得の約80%を保障している。これはかつての「父親手当」であるが、先述の通り、家族形態の多様性に対応すべく改称された。

「一時看護手当金」は、12歳未満の子供が病気になった際の看護休業に対し、子供一人につき年間60日間（特別な場合は最高120日間）、所得の約80%の保障である。1回の取得期間が8日以上の場合のみ医師の診断書が必要となる。子供の通院の付き添いのための取得も可能で、育児休業給付金と同様、時間単位での分割取得もできる。

親休業法では、女性に出産予定日の前後7週間ずつ、計14週間休業する権利が保障されており（産前産後休業）、その期間、親保険を受給するかどうかは選択できる。妊婦が危険あるいは不適切とみなされる職務に就き、職場での配置転換が可能でない場合、出産予定日の60日前から休業する権利を保障している（所得の約80%保障）。また第1子出産後30ヶ月以内に第2子を出産すると、第2子の育児休業中の育児休業給付金を第1子の際と同額分受給できるスピード・プレミアム（speed-premium）制度がある。子育て期は労働時間を短縮する女性が多いが、その期間の就労所得の減少が将来支給される年金額に不利とならないよう、子供が4歳に達するまでの育児期間は、育児休業取得の如何にかかわらず、年金計算の対象として点数化される仕組みとなっている。

以上は国の施策であるが、事業主により育児休業給付金の補填制度が導入されている点も特筆できる。

3. 学校教育費の無償化と公教育の一環としての公的保育

子育てにかかる経済的負担の軽減措置において最も重要な施策の一つは、基礎学校（小学校と中学校に相当する義務教育）から大学までの学費の無償化である。子供は早いうちから自立した個人となるべく教育を受けるため⁶、一般的には高校卒業と同時に親の扶養を外れるものとされる。大学生の大半は、国の就学支援金（返済不要）と就学ローンを生活費に充て自活する。大学生を対象とした就学支援金は週704クローナ、就学ローンは週1772クローナと設定されており、1学期中20週間支給される。子供がいる大学生は子供1人に週146クローナが加算される。就学支援金等を継続して受給するためには、毎学期の要件単位を取得しなければならない（Centrala studiestödsnämnden HP）。

公的保育は公教育の一環として位置づけられており、学校法に基づいて全てのコミューン（基礎自治体）に1歳から12歳の子供に対し、就学前保育と学童保育の場を提供する義務を課している。全ての子供に公的保育を受ける権利を保障すべきという考えから、失業中あるいは育児休業中や就学中の親をもつ子供に対しても就学前学校（保育所）に通う権利が与えられている。保育料は、保育時間週30時間以上で、第1子の場合、世帯所得の3%（30時間未満では同2%）、第2子は2%（同1%）、第3子は1%（同1%）とされているが、自己負担額の上限も設定されている。第1子の上限月額額は1313クローナで、第2子は875クローナ、第3子では438クローナで、第4子は無料である（Skolverket HP）。また、保育を公教育の一環と位置づけており、3歳～5歳児については、1日3

⁶ 高校のコースは進学コースと職業コースに分かれており、子供は基礎学校9年生（中学3年生）で、まず自身の進路とライフプランを考えるようになる。早い段階で将来について思索し決断を迫られるが、その後、年齢を重ねても、学び直し、やり直しが可能なシステムが構築されている。

時間（年間 525 時間）の保育は無償化されている。

現在整備されている保育施設には、就学前児童を対象とした就学前学校と家庭保育所、就学児童を対象とした余暇活動センター（学童保育）がある。運営形態はコミューン（公立）と民間の二種類があり、後者には親運営のコーポラティブ（協同組合）も含まれる。いずれの施設も国・コミューンの運営交付金により運営されるため、保育料は運営形態にかかわらず一定である。

「就学前学校」は、先述の通り、就労中や就学中の親をもつ 1 歳～5 歳児を対象とする最も一般的な保育施設で、国の「就学前学校学習指導要領」に基づく指導が行われる。保育料は先述の通り、世帯所得と子供の人数に応じて決められる。

「家庭保育所」の入所の条件と保育料は、基本的には就学前学校と同様である。コミューンの委託を受けたいわゆる保育ママが、通常 5～6 人の子供を自宅で預かる制度である。運営母体はコミューンで、学童期の児童も対象となる。預かる施設も存在する。同制度を改定した「複数家族システム」という、利用者家族が協同して（子供 5～6 人）いずれかの自宅でコミューンより派遣されるケア・パーソンに保育を委託する形態もある。

「余暇活動センター」は、就労中あるいは就学中の親をもつ 6～9 歳児が、放課後や夏休み等を過ごす学童保育施設である。特別なニーズがある子供は、10 歳まで通うことができる。教育的な立場から活動を行っており、基礎学校に併設されている場合が多い。学童保育料の自己負担額の上限月額額は、第 1 子の場合 875 クローナで、第 2 子以降は 438 クローナとなっている（ibid.）。

また就労中あるいは就学中の親をもつ 10～12 歳児を対象にした「余暇活動クラブ」や、定期的に行事や活動を行なっている「オープン余暇活動センター」も整備されている。就学前の子供（1 歳～5 歳）で公的保育施設の登録者は 2013 年で 88% を占め、基礎学校入学前の 1 年間、就学前クラスに通う 6 歳児と基礎学校 1 年生から 3 年生（7 歳～9 歳）の間では 83% が余暇活動センターに登録している。

基礎学校や高校に通う生徒の習い事として一般的な音楽やスポーツ等の活動の多くはコミューンの助成金で運営され、参加費は低く抑えられている。例として、ストックホルム市では、6 歳～22 歳の子供・若者を対象として「音楽芸術コース」を設置し、楽器・歌、演劇・ミュージカル、ダンス・サーカス、芸術・メディアといった多彩なコースを提供している。自己負担額は、1 学期当たり（同国は春・秋の 2 学期制）、通常 300～750 クローナである（Stockholms stad HP）。⁷

スウェーデンでは、子供や子育て中の親を支援する地域社会のネットワークづくりも進められてきた。地域の福祉行政と医療部門が連携して子育てをサポートすることの重要性が議論され始めたのは 1960 年代に遡る。妊婦健診や「両親学級」を実施している地域の「妊婦健診センター」、乳幼児の定期健診を行う「乳幼児医療センター」、休業中あるいは就学中の親とその子供が無料で利用できる「オープン保育所」、福祉行政の子供家庭支援部門の相談業務、児童精神医療のカウンセリング

⁷ 近年、基礎学校と高校の生徒の学力向上を目的として「宿題サポート」というサービス（日本の家庭教師に相当）が全国規模で広がっている。2013 年からは子守（家事代行サービス）の一環として税控除の対象となった。無償のサービスを提供しているコミューンもある。

業務等、子供・子育てに関わる対応窓口を一元化した施設も全国に設置されている。

子供の福祉を見据え、長い年月をかけて熟成させてきた社会全体で子供を育むシステムが、新たな時代の潮流の中でどのように発展していくのか、引き続き注視していく必要があるだろう。

参考文献

Centrala studiestödsnämnden HP.

<http://www.csn.se/hogskola/hur-mycket-kan-du-fa/belopp-heltid-1.2560>

(参照：2016年3月18日)

Elmér, Åke. *et al.* (2000) *Svensk socialpolitik*. Studentlitteratur.

Försäkringskassan HP

http://www.forsakringskassan.se/privatpers/foralder/nar_barnet_ar_fott/foraldrapenning

(参照：2016年3月18日)

Klinth, Roger (2005) "Pappaledighet som jämställdhetsprojekt – Om den svenska pappaledighetens politiska historia", SOU 2005: 66, *Makt att forma samhället och sitt eget liv – jämställdhetspolitiken mot nya mål*, pp. 205-235. Stockholm: Fritzes.

Skatteverket HP.

<https://www.skatteverket.se/privat/fastigheterbostad/rotrutarbete.4.2e56d4ba1202f95012080002966.html> (参照：2016年3月18日)

Skolverket HP.

<http://www.skolverket.se/skolutveckling/statsbidrag/forskola-pedagogisk-omsorg-fritidshem/maxtaxa/avgiftsnivaer-for-maxtaxa-1.9183> (参照：2016年3月18日)

Stockholms stad HP. <http://www.stockholm.se/> (参照：2016年3月18日)

高橋美恵子 (2007) 「スウェーデンの子育て支援 – ワークライフ・バランスと子供の権利の実現」, 『海外社会保障研究』 No. 160, 73-86. 東京：国立社会保障・人口問題研究所.